建設業者の等級格付の継承の取扱要領

昭和５７年３月３１日　制定
平成１６年９月　７日　全部改正
令和　３年９月　９日　全部改正

（趣旨）

第１条　この要領は、秋田県建設工事入札制度実施要綱（昭和６２年４月２２日監－１３４。以下「要綱」という。）第７条第２項に規定する等級格付の継承について必要な事項を定める。

（定義）

第２条　この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　格付業者　要綱第５条の規定により等級格付された者をいう。

⑵　県内業者　主たる営業所を県内に置く者をいう。

⑶　県外業者　県内業者以外の者をいう。

⑷　県内格付業者　格付業者である県内業者をいう。

⑸　県外格付業者　格付業者である県外業者をいう。

（等級格付の継承の承認）

第３条　知事は、次表の格付業者欄に掲げる格付業者が当該格付業者に係る建設業の事業の全部譲渡を行う場合において、同表の格付継承者欄に掲げる譲受人が同表の要件欄に掲げる要件を満たす場合は、当該格付業者の等級格付の継承を格付継承者に認めるものとする。

格付業者	格付継承者	要件
県内格付業者	格付業者ではない県内業者	格付継承者が次に掲げる者のいずれにも該当しないこと。 １　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４（同令第167条の11第１項において準用する場合を含む。）に該当する者 ２　継承しようとする等級格付の工種に応じた要綱別表２の第４欄に定める建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第３条第１項の規定による建設業の許可（当該工種が、一般土木工事にあっては土木工事業、とび・土工工事業又はしゆんせつ工事業の、解体工事にあっては土木工事業、建築工事業又は解体工事業のいずれかの許可）を受けていない者 ３　２に規定する許可に係る法第27条の29第１項の規定による総合評定値の通知を受けていない者 ４　格付継承者の役員又は経営に事実上参加
県外格付業者	格付業者ではない県外業者	
県外格付業者	左欄の県外格付業者と異なる工種の等級格付を有する県外格付業者	

		している者が、集団的に又は常習的に暴力行為を行うおそれがある組織の関係者であると認められる者

2　知事は、次表の合併消滅法人欄に掲げる格付業者が合併により消滅する場合において、同表の格付継承者欄に掲げる当該合併により存続する法人が前項の表の要件欄に掲げる要件を満たす場合は、当該格付業者の等級格付の継承を当該合併により存続する法人に認めるものとする。

合併消滅法人	格付継承者
県内格付業者	格付業者ではない県内業者
県外格付業者	格付業者ではない県外業者
県外格付業者	左欄の県外格付業者と異なる工種の等級格付を有する県外格付業者

3　知事は、次表の合併消滅法人欄に掲げる格付業者を含む新設合併が行われた場合において、同表の格付継承者欄に掲げる新設合併により設立される法人が第一項の表の要件欄に掲げる要件を満たす場合は、当該格付業者の等級格付の継承を当該新設合併により設立される法人に認めるものとする。

合併消滅法人	格付継承者
県内格付業者（県内格付業者の数が２以上の場合を除く。）	県内業者
県外格付業者	県外業者

4　知事は、次表の被承継法人欄に掲げる法人である格付業者が分割により建設業の全部を承継させる場合において、同表の格付継承者欄に掲げる建設業の全部を承継する法人が第一項の表の要件欄に掲げる要件を満たす場合は、当該法人である格付業者の等級格付の継承を当該建設業の全部を承継する法人に認めるものとする。

被承継法人	格付継承者
県内格付業者	格付業者ではない県内業者
県外格付業者	格付業者ではない県外業者
県外格付業者	左欄の県外格付業者と異なる工種の等級格付を有する県外格付業者

5　知事は、次表の被承継法人欄に掲げる法人である格付業者が分割により建設業の全部を承継させる場合において、同表の格付継承者欄に掲げる建設業の全部の承継により設立される法人が第一項の表の要件欄に掲げる要件を満たす場合は、当該法人である格付業者の等級格付の継承を当該建設業の全部の承継により設立される法人に認めるものとする。

被承継法人	格付継承者
県内格付業者	県内業者
県外格付業者	県外業者

6　知事は、県内格付業者について、次表の事由欄に掲げる事由により、格付継承者が同表の要件欄に掲げる要件を満たす場合は、同表の格付継承者欄に掲げる者への等級格付の継承を認めるものとする。

事由	格付継承者	要件
個人業等から法人への組織変更	営業を継承した法人（以下右要件欄において「継承法人」という。）	1　被継承者が建設業を廃業すること。 2　被継承者が個人の場合にあってはその者、法人の場合にあってはその代表者が継承法人の代表者となること。 3　被継承者が継承法人の出資総額又は株式総

		数の過半数を所有すること（被継承者が法人である場合を除く）。 4　２及び３の状態を格付の継承後１年以上継続するものと認められること。 5　被継承者の建設業に関する債権及び債務が、継承法人に営業の同一性をもって引き継がれていること。 6　継承法人が被継承者の等級格付された工種に係る建設業の許可を取得し、かつ、当該工種に係る経営事項審査の総合評定値の通知を受けていること。
個人事業主の死亡等	個人事業主の相続人又は相続人に準ずると認められる者	1　個人事業主の相続人等が継続して建設業を営むことを当該個人事業主のすべての相続人が同意していること。 2　個人事業主の相続人等が当該個人事業主の等級格付された工種に係る建設業の許可を取得し、かつ、当該工種に係る経営事項審査の総合評定値の通知を受けていること。
建設業の許可の有効期間の経過による失効	等級格付されていた者であって、建設業の許可を再取得し、建設業の営業を継続する者	等級格付された工種に係る建設業の許可を取得し、かつ、当該工種に係る経営事項審査の総合評定値の通知を受けていること。

注１　事由欄の「死亡等」には、高齢等の理由により、個人事業主が建設業の営業を継続することが困難であると認められる場合を含む。

注２　格付継承者欄の「相続人に準ずると認められる者」とは、次の者をいう。

①　当該個人事業主と同居している親族

②　当該個人事業主と別居している３親等以内の血族で、当該営業所まで通勤可能な者

（格付の継承の手続）

第４条　格付の継承は、次の手続により行うものとする。

⑴　格付継承者（法第１７条の２第１項から第３項までの規定により譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割の認可を受けて建設業の許可を承継している格付継承者を除く。）は、等級格付を継承しようとする事由が発生したときは、速やかに別表１に掲げる書類を添えて、格付継承事由発生届出書（様式第１号）を建設政策課に提出しなければならない。

⑵　建設部長は、前号の格付継承事由発生届出書が提出された場合は、様式第２号により、各部局長等に通知するものとする。

⑶　格付継承者は、前条に定める要件を満たすこととなったときは、継承しようとする等級格付の有効期間内に別表２に掲げる書類を建設政策課に提出しなければならない。

附　則

この要領は、平成１６年９月７日から施行する。

この要領は、平成２４年４月１日から施行する。

この要領は、令和３年９月９日から施行する。

別表１

格付継承事由発生届出書の添付書類

事　　由	提出書類
１　第３条第１項の規定により等級格付の継承をする場合	１　事業譲渡に関する契約書の写し ２　譲渡人又は譲受人が法人である場合は、事業譲渡に関する株主総会若しくは社員総会の決議録、無限責任社員若しくは総社員の同意書又は事業の譲渡に関する意思の決定を証する書類 ３　格付継承者の定款 ４　格付継承者の商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書） ５　格付継承者が県外格付業者である場合は、現に有効な等級格付に係る入札参加資格審査結果通知書の写し ６　等級格付の継承に係る格付業者の廃業届の写し
２　第３条第２項又は第３項の規定により等級格付の継承をする場合	１　合併契約書の写し及び合併比率説明書 ２　合併に関する株主総会若しくは社員総会の決議録、無限責任社員若しくは総社員の同意書又は合併に関する意思の決定を証する書類 ３　格付継承者の定款 ４　格付継承者の商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書） ５　合併存続法人である格付継承者が県外格付業者である場合は、現に有効な等級格付に係る入札参加資格審査結果通知書の写し ６　合併消滅法人の廃業届
３　第３条第４項又は第５項の規定により等級格付の継承をする場合	１　分割契約書又は分割計画書の写し及び分割比率説明書 ２　分割に関する株主総会若しくは社員総会の決議録、無限責任社員若しくは総社員の同意書又は分割に関する意思の決定を証する書類 ３　格付継承者の定款 ４　格付継承者の商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書） ５　第３条第４項の規定により等級格付を継承する場合において、格付継承者が県外格付業者であるときは、現に有効な等級格付に係る入札参加資格審査結果通知書の写し ６　等級格付の継承に係る格付業者の廃業届の写し

4　個人業等から法人への組織変更	1　等級格付の継承に係る格付業者の廃業届の写し
5　個人事業主の死亡等	1　等級格付の継承に係る格付業者の廃業届の写し（法第１７条の３第１項の規定による相続の認可を申請した場合にあっては、建設業補施行規則（昭和２４年建設省令第１４号。以下「省令」という。）第１３条の３第１項の規定により提出した書類の写し）
6　建設業の許可の有効期間の経過による失効	1　失効した建設業許可通知書の写し

別表２

格付を継承しようとする場合の提出書類

事　　由	提出書類
1　第３条第１項の規定により等級格付の継承をする場合	1　等級格付継承願（様式第３号） 2　法第１７条の２第１項の規定による譲渡及び譲受けの認可を受けた場合は、次の書類 ①　格付継承者に係る譲渡及び譲受けの認可通知書の写し ②　省令第１３条の２第１項の規定により提出した書類の写し ③　格付継承者の商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書） 3　法第１７条の２第１項の規定によらずに建設業の全部の譲渡を行った場合は、次の書類 ①　格付継承者に係る建設業許可通知書の写し ②　格付継承者に係る経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写し
2　第３条第２項又は第３項の規定により等級格付の継承をする場合	1　等級格付継承願（様式第３号） 2　法第１７条の２第２項の規定による合併の認可を受けた場合は、次の書類 ①　格付継承者に係る合併の認可通知書の写し ②　省令第１３条の２第２項の規定により提出した書類の写し ③　格付継承者の商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書） 3　法第１７条の２第２項の規定によらずに建設業の全部の譲渡を行った場合は、次の書類 ①　格付継承者に係る建設業許可通知書の写し ②　格付継承者に係る経営規模等評価結果通知書及

	び総合評定値通知書の写し
3　第３条第４項又は第５項の規定により等級格付の継承をする場合	1　等級格付継承願（様式第３号） 2　法第１７条の２第３項の規定による分割の認可を受けた場合は、次の書類 ①　格付継承者に係る分割の認可通知書の写し ②　省令第１３条の２第３項の規定により提出した書類の写し ③　格付継承者の商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書） 3　法第１７条の２第２項の規定によらずに建設業の全部の譲渡を行った場合は、次の書類 ①　格付継承者に係る建設業許可通知書の写し ②　格付継承者に係る経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写し
4　個人業等から法人への組織変更	1　等級格付継承願（様式第４号） 2　格付継承者に係る建設業許可通知書の写し 3　格付継承者に係る経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写し 4　格付継承者に係る商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書） 5　株主（出資者）調書（様式第５号） 6　誓約書（様式第６号） 7　貸借対照表（様式第７号） 8　個人業等の債権及び債務の継承に関する株主総会若しくは社員総会の決議録、無限責任社員若しくは総社員の同意書又は債権及び債務の継承に関する意思の決定を証する書類
5　個人事業主の死亡等	1　等級格付継承願（様式第８号） 2　法第１７条の３第１項の規定により相続の認可を受けた場合は、格付継承者に係る相続の認可通知書の写し 3　法第１７条の３第１項の規定によらずに建設業の全部を相続した場合は、次の書類 ①　格付継承者に係る建設業許可通知書の写し ②　格付継承者に係る経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写し ③　当該個人事業主の相続人であること又は関係を明らかにする戸籍謄本 ④　相続人の実印が押印された同意書（様式第９号）

	⑤　貸借対照表（様式第７号）
6　建設業の許可の有効期間の経過による失効	1　等級格付継承願（様式第１０号） 2　格付継承者に係る建設業許可通知書 3　格付継承者に係る経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写し 4　格付継承者が法人である場合は、商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

（様式第１号）

年　　月　　日

（宛先）秋田県知事

申出者　住　所
商号又は名称
代表者名

格付継承事由発生届出書

「建設業者に係る等級格付の継承取扱要領」に規定される事由が生じたので、同要領第４条の規定に基づき届け出します。

なお、必要書類が整い次第、等級格付の継承を願い出ます。

許　可　番　号：
商 号 又 は 名 称：
工種及び等級格付：
事 由 発 生 日：
発　生　事　由：・譲渡及び譲受け
・合併
・分割
・個人業等から法人への組織変更
・個人事業主の死亡等
・建設業の許可の有効期間の経過による失効

（様式第２号）

建　　政　──
年　　月　　日

各　　部　　局　　長
秋 田 県 教 育 長
秋田県警察本部長　　様
各 地 域 振 興 局 長
部 内 各 課 所 長

秋田県建設部長

建設業者の格付継承事由の発生について（通知）

このことについて、次の建設業者から「建設業者の等級格付の継承取扱要領」に基づき、格付継承事由発生届出書が提出されたので、今後、等級格付の継承が認められるまでの間、指名することのないよう留意してください。

なお、各部局長等にあっては、関係課所長に周知していただくようお願いします。

許　可　番　号：
商 号 又 は 名 称：
工種及び等級格付：
事 由 発 生 日：
発　生　事　由：・譲渡及び譲受け
・合併
・分割
・個人業等から法人への組織変更
・個人事業主の死亡等
・建設業の許可の有効期間の経過による失効

（様式第３号）

等　級　格　付　継　承　願

（格付継承者を記載）は、（事業譲渡、新設合併、吸収合併等を記載）により、（格付業者を記載）から、建設業の事業の全部を承継したので、建設工事入札参加資格における等級格付の継承を認めていただくよう関係書類を添えて願い出ます。

年　　月　　日

願　出　人
（格付継承者）

（宛先）秋田県知事

（様式第４号）

等　級　格　付　継　承　願

建設業者等級格付名簿登載業者である（被継承者を記載）が建設業を廃業し、（継承法人を記載）に建設業の営業に関する債権債務を継承したので、建設工事入札参加資格における等級格付の継承を認めていただくよう関係書類を添えて願い出ます。

年　　月　　日

願　出　人

（継承法人）

（被継承者）

（宛先）秋田県知事

（様式第５号）

株　主　（　出　資　者　）　調　書

株主（出資者）名	住　　所	所有株数又は出資の価額	株主（出資者）名	住　　所	所有株数又は出資の価額

記載要領

この調書は、発行済株式総数の 100 分の 5 以上の株式を有する株主又は出資の総額の 100 分の 5 以上に相当する出資をしている者について記載すること。

（様式第６号）

誓　　約　　書

秋田県建設工事入札参加資格における等級格付の継承を願い出るに当たり

１　　が　　の

代表社員
代表取締役

であること。

２　　が　　の

出資総額
株式総数

の過半数を所有すること。

について、１年以上継続することを誓約いたします。

なお、上記状態を継続しなかったときは、等級格付を取消されても異議ありません。

年　　月　　日

（継承法人）

（被継承者）

（宛先）秋田県知事

（様式第７号）

貸　借　対　照　表

【被継承者】　　【継承者】

商号又は名称
作　成　日　　年　　月　　日　　年　　月　　日

資　産　の　部

I　流動資産			備　　考
現金預金			
受取手形			
完成工事未収入金			
有価証券			
自己株式			
親会社株式			
未成工事支出金			
材料貯蔵品			
短期貸付金			
前払費用			
その他の流動資産			
貸倒引当金	△	△	
流動資産合計			
II 固定資産			
(1)有形固定資産			
建物・構築物			
機械・運搬具			
工具器具・備品			
土地			
建設仮勘定			
その他の有形固定資産			
有形固定資産計			
(2)無形固定資産			
特許権			
借地権			
その他の無形固定資産			
無形固定資産計			

(3)投資等	【被継承者】	【継承者】	備　　考
投資有価証券			
子会社株式・子会社出資金			
長期貸付金			
長期前払費用			
その他の投資等			
貸倒引当金	△	△	
投資等計			
固定資産合計			
III 繰延資産			
創立費			
開業費			
新株発行費			
社債発行費			
開発費			
試験研究費			
建設利息			
繰延資産合計			
資産合計			
負　債　の　部			
I 流動負債			
支払手形			
工事未払金			
短期借入金			
未払金			
未払法人税等			
未払費用			
未成工事受入金			
預り金			
前受収益			
修繕引当金			
完成工事引当金			
その他の流動負債			
流動負債合計			

II 固定負債	【被継承者】	【継承者】	備　　考
社債			
転換社債			
新株引受権付社債			
長期借入金			
退職給与引当金			
その他の固定負債			
固定負債合計			
負債合計			

資本の部（法人）

I 資本金			
II 新株式払込金（又は新株申込証拠金）			
III 法定準備金			
資本準備金			
利益準備金			
法定準備金合計			
IV 剰余金（欠損金）			
任意積立金			
＿＿＿準備金			
＿＿＿積立金			
別途積立金			
任意積立金計			
当期未処分利益(当期未処理損失)			
〔当期利益(当期損失)〕	（　　）	（　　）	
剰余金合計(欠損金合計)			
資本合計			
負債資本合計			

資本の部（個人）

期首資本金			
事業主借勘定			
事業主貸勘定	△	△	
事業主利益			
資本合計			
負債資本合計			

注）備考欄には、継承者と被継承者の金額が異なる場合、その理由を記載すること。

（様式第８号）

等　級　格　付　継　承　願

建設業者等級格付名簿登載業者である（被継承者）が（死亡等の事由を記載）したことにより、私がその営業を引き継ぐことになりましたので、建設工事入札参加資格における等級格付の継承を認めていただくよう関係書類を添えて願い出ます。

年　　月　　日

願　出　人

（宛先）秋田県知事

（様式第９号）

同　　意　　書

建設業者等級格付名簿登載業者である（被継承者）が（死亡等の事由を記載）したことにより、（継承者）がその営業を引き継ぐことについて、（被継承者）の相続人のすべてが異存のないことを連名をもって同意いたします。

年　　月　　日

相　続　人

（様式第１０号）

等　級　格　付　継　承　願

建設業者等級格付名簿に登載された工種に係る建設業の許可が有効期間の経過により失効しましたが、改めて建設業の許可を取得したので、建設工事入札参加資格における等級格付の継承を認めていただくよう関係書類を添えて願い出ます。

なお、今後このようなことが生じないよう注意します。

年　　月　　日

願　出　人

（宛先）秋田県知事

（様式第１１号）

建　　政　―

年　　月　　日

様

秋田県知事

等級格付継承承認通知書

さきに願い出のあった建設工事等級格付の継承については、次のとおり承認したので通知します。

なお、本通知に係る等級格付の有効期限は、　　年４月３０日までとなっております。

継承工種	継承等級

（様式第１２号）

建　　政　―

年　　月　　日

各　　部　　局　　長
秋　田　県　教　育　長
秋田県警察本部長　　様
各　地　域　振　興　局　長
部　内　各　課　所　長

秋田県建設部長

建設業者の格付継承について（通知）

このことについて、次のとおり承認されたので通知します。
なお、各部局長等にあっては、関係課所長に周知していただくようお願いします。

1　承認内容

	継　承　者	被　継　承　者
許　可　番　号		
商号又は名称		
代　表　者		
所　在　地		
継承工種・等級		

2　継承理由